

町民の皆さまには、希望に満ちた新春をお迎えのことと

心からお慶び申し上げます。

▶地方経済の回復に期待

も分かります。 てくれる企業が出てきたことから 誘致の訪問を、少しずつ受け入れ います。そのことは、新規の企業 やかに回復基調にあると言われて きたことなどから、 1 ミクス効果が着実に浸透して 国内景気は緩

いかと思います。 には至っていないのが現状ではな ような経済状況を実感できるまで いては、まだまだ報道されている しかしながら、私たち地方にお

すが、国内経済が真に力強さを取 える影響など、不安材料もありま 消費税率の引き上げが、家庭に与 また、今年4月から導入される

> り戻し、景気回復の効果が地方へ も早期に波及してくれることを切 に願っています。

産業の活力向上を 目指して

地 境にもかかわらず、生きった 方にとっては、厳しい経済環 工業団地では、シグマ光機㈱、 業を開始しました。 HT㈱がそれぞれ増設を行い、操 . 境にもかかわらず、能登中核 U

した。 る靴製造会社を立ち上げ、 シー・マートが、国内第1号とな 造と併せて、修理業務も開始しま また、靴小売大手の㈱エービー 靴の製

め、 積極的に推進し、雇用の創出につ 今後も、新規企業の誘致をはじ 既存企業の事業拡大の支援を

ていきます。

町の振興と交流人口の拡大を図っ を効果的に実施することにより な資源を最大限に活かし、

能などが多数あります。このよう た素晴らしい景観や文化、伝統芸 なげていきます。

の活力向上を目指します。 い手育成事業なども推し進め、 とともに、引き続き特産品開発や担 上を図るための施設整備を支援する 業の基盤整備や、生産効率、品質向 第1次産業については、農林水産

ずの安全対策に万全を

期していきます。 とともに、今後の安全対策に万全を しています。被害箇所については、 多くの農地、農業用施設などが被災 発し、各地で甚大な被害が発生しま した。本町でも、集中豪雨により、 1 な災害が、国内外において多年 年は、異常気象による大規模 日も早く修復できるよう取り組む

設や、能登の里山里海に指定され

れる中、

本町には、多様な宿泊施

こうしたインフラ整備が進めら

の魅力発信で 交流人口の拡大を

実施し、昨年10月末に、下り線の キングエリアの駐車場拡張工事を た。これに併せ、県では、西山パー 31日から、全線が無料化されまし **女目**道」に名称変更し、昨年3月 **公と**登有料道路が「のと里山海 工事が完成しました。



駐車場が拡張された西山パーキングエリア

良質な食材を使ったご当地グルメ 能登おもてなし丼」に変更しまし となっています。 た。現在、 能登しか丼」の名称を、 25品目を数え、本町の 西西

きます。 ブランド力の向上に一層努めてい ントに出展し、PRするとともに、 今月、首都圏で開催されるイベ

予定です。 祭「大漁起舟祭」でお披露目する 決まりました。2月11日の志賀町 灯台をモチーフとしたデザインに るキャラについては、 皆さんの投票により、 旧福浦 多くの

用しながら、 産品の紹介など、 各種イベントやキャンペーン、特 北陸新幹線金沢開業に向けての 町の魅力を広く町内 本町のPRに活



発電所の安全性 信頼性の向上に全力

められています。 ための大深度ボーリング調査も進 構造に関するデータの充実を図る 工事を実施しており、 性の向上を目指し、2号機の耐震 安全強化策に取り組んできました。 電源確保、 下構造の確認や、 上で、緊急時における敷地内質原子力発電所では、これま への浸水防止や、 昨年11月からは、さらなる安全 緊急時における敷地内 除熱機能の確保などの 原子力発電所の 地質および地質 敷地内の地

終報告書が提出されました。 の関連性を追加調査し、 出した後、 ては、昨年6月に国へ報告書を提 また、敷地内シーム調査につい 周辺の小規模な断層と 12月に最

います。 て取り組んでもらいたいと考えて 全性と信頼性の向上に全力を挙げ した安全対策に努め、発電所の安 北陸電力には、引き続き、 徹底

に必要な措置を求めていきます。 町としては、今後も、 安全対策

▶子供たちの未来のために

変わりました。 面において、充実した施設に生まれ 全面的に改修し、学習・部活動の両 地に昨年9月、移転しました。 大田来中学校が、旧富来高校の跡 校舎・体育館・グラウンドなどを

ての準備を進めていきます。 ながら、平成28年4月の開校に向け どを通じ、 るとともに、広報活動や準備部会な りました。今後は、詳細設計を進め を図りながら、基本設計ができあが の審議を踏まえ、各方面の意見集約 一志賀町統合小学校建設検討委員会 また、 志賀地域の統合小学校は、 地域の皆さまの協力を得



志賀地域の統合小学校の完成予想模型

ご理解とご協力をよろしくお願い していきますので、町民の皆さまの ける町づくりに向けて、

最善を尽く

た長期的視点に立ち、将来展望の拓

そして、10年先、20年先を見据え

して、新年のごあいさつとします。 年でありますよう、心から祈念しま にとっても、 結びにあたり、 志賀町にとっても良い 今年1年が皆さま



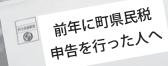
*未来を見据えた まちづくりを

すい町政運営を進めていきます。 意を反映できる、身近で、分かり が、今後も、この姿勢を継続し、 かれた行政運営」に努めてきました として、町民の皆さまの声を町政に 反映させたいという思いから、 1期目は、対話の町政を基本姿勢 期目の町政を担わせていただ 約4カ月になります。 民

平成26年 元旦

確定申告· 町県民税申告

問税務課 ☎32-9142



重要即県民税申告書在中

町県民税の 申告書を1月下旬に 直接郵送します。



申告の時期が近づいてきました。 所得の計算や所得 控除を正しく申告 するため、早めに準 備を始めましょう。

住宅を新築・購入、増改築した人へ

平成 25 年中に住宅を新築・購入または増改築などした人で、 はじめて住宅ローン控除を受けられる人は、必要書類をそろえて 七尾税務署で申告相談してください。

▶住宅ローン控除に必要な書類

- ① 住民票の写し (住民課で発行)
- ② 家屋の登記事項証明書(七尾法務局で発行)
- ③ 工事請負契約書 (写) または売買契約書 (写) など (※印紙が貼ってあるもの)
- ④ 住宅借入金の年末残高証明書
- ⑤ 増改築などの場合は、 建築確認済証 (写)、検査済証 (写) または増改築等工事証明書

※サラリーマンの人は「源泉徴収票」も必要です。

※中古住宅を取得したとき、バリアフリーや省エネ改修をしたとき、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の特例を受ける場合などは別途書類が必要です。

間七尾稅務署 個人課稅第1部門 ☎ 0767-52-9336

復興特別所得税が創設

東日本大震災からの復興のための施策を実施する ために必要な財源の確保に関する特別措置法によ り、平成 25 年分から平成 49 年分までの各年分につ いて、所得税と併せて復興特別所得税の申告および 納付をすることとなりました。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に 2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

農業や営業など事業収入がある人へ収支内訳書の作成

農業や営業などの事業収入がある人は、「収支内訳書」が必要となりますので、事前に作成してください。

◆確定申告までの流れ

①収入・経費などの 書類を保管・記録

【注意】

収支内訳書を作成せず に申告相談に出向くと、申 告相談に長時間を要した り、必要書類を取りに帰っ てもらう場合があります。 事前の準備と作成をお願 いします。 ②収支計算を行い、 収支内訳書を作成

③確定申告書の作成

④税務署または町へ 提出

▶収支計算とは

1年間の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する方法です。

収入金額] - 必要経費] = 所得金額

▶収支計算を行うには

出荷伝票などの収入金額のわかる書類と、領収書などの必要経費のわかる書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要になります。

※農協と取引している人で、農協が作成する確定支援用集計表があれば、収支計算を簡単に行うことができます。 ※米・果樹・家庭菜園など、家事消費のみで出荷や販売をまったくしていない人は、農業所得の申告は不要です。

年金を受給している人へ 公的年金所得

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下 で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を 提出する必要はありません。

【注意】

- ※確定申告の必要がない場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- ※所得税の確定申告が必要ない場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

「障害者控除対象者認定書」の発行 障害者控除を受ける人へ

障害者手帳がなくても、所得税・住民税の「障害者控除」が受けられます。

65歳以上(平成25年12月31日現在)で要介護 認定などを受け、寝たきり状態や認知症など、精神上 または身体上の障害の程度が一定の要件に該当する人 に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※前年以前に受けた認定書は、今回の確定申告でも使 用できます。

申請期限	1月31日(金)まで
申請場所	健康福祉課 介護支援担当(☎ 32-9132) 富来支所 総合窓口担当(☎ 42-1111)
必要なもの	印鑑
その他	手数料は無料、認定書は後日郵送

事業主の皆さんへ 早めの給与支払報告書の提出を

平成 25 年中に従業員に給料などを支払いした事業主 は、給与支払報告書(1人につき2部)に総括表を添え て税務課まで提出してください。

提出期限

1月31日(金)まで

【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民 税の特別徴収を行う必要があります。まだ特別徴収を 行っていない事業者は、特別徴収を行ってください。

事業所得のある人へ 決算説明会を開催(七尾税務署)

税務署では、正し い決算・申告をして いただくため、事業 所得などのある人を 対象に、決算の仕方・ 決算書(収支内訳書) の作成などに関する 説明会を開催します。

日時	ਜ ∣ ਂ	15 ∈ 4 時~	, ,,,
場別	斤 役場	1階	大会議室
講師	h	税理士会 久丸	七尾支部 税理士

圆七尾税務署 個人課税第1部門 ☎0767-52-9336

平成 26 年度

~法人や個人が所有している償却資産は早めの申告を!!~

償却資産 (固定資産税) の申告は 1月31日金まで

圆税務課資産税担当 **23** 32-9141

償却資産の申告義務者は、平成 26 年 1 月 1 日現 【償却資産の種類と具体例】 在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人には、既に申告書を送付しています。 ※新規事業者で初めて申告する人は税務課まで連絡して ください。申告記載用紙を送付します。

課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、事業の用 に供しているものや事業の用に供することができ る資産です。(※電話加入権、漁業権、特許権その 他の無形減価償却資産は除く)

▶ 自宅などで太陽光発電を行う人も

対象になる場合があります

個人で住宅の屋根・土地などに発電量が 10 キロワッ ト以上の太陽光パネルを設置して売電をしている場合、 設置した太陽光パネルなどの設備は償却資産の対象に なるため、償却資産の申告をお願いします。

※法人、個人で事業として売電を行っている人は、発 電量の多少に関わらず申告をお願いします。

種類	主な償却資産の具体例	
構築物	発・変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、広告塔など	
機 械 • 装 置		
船 舶	モーターボート、漁船、貨物船など	
車 両・運搬具	構内運搬車、運搬台車など (※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)	
工具器具備品	パソコンなど OA 機器、事務机、応接セット、各種自動 販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、 厨房機器、その他業務用の備品など	

▶「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査および質問などの実地調査を 行うことがありますので、協力をお願いします。

実地調査に伴って修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡 及することがあります。

▶注意してください

申告すべき事項について虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由 がなく申告をしない場合、罰金または過料を科せられることがあります。